

1 業務名

福井市介護者のつどい事業

2 目的

在宅で要介護者及び要支援者を介護している方を対象に、介護の仕方や健康づくりに関する情報を提供し、日頃の悩みや介護疲れの解消を図る。また、介護者や介護経験者等、同じ境遇の方と介護体験や悩みの意見交換を通して、介護者の精神的負担軽減を図る。さらに、介護者が地域で安心して暮らすことができるよう、市民への理解促進を図る。

3 対象者

要介護・要支援認定者を在宅で介護している者、介護経験者、介護に関心を持つ一般市民等

4 業務内容

(1) 介護者、介護経験者との交流（ピアカウンセリング）

介護者間や介護経験者との情報交換・意見交換

(2) 介護や福祉に関する相談、健康相談

保健・医療・福祉関係の専門職や介護経験者による相談等

(3) 介護や福祉に関する講座

講座内容は重複しないよう、下記「講座テーマ一覧」から選択し開催すること。内容の詳細については、介護者のニーズに沿ったものとなるよう、受託事業者で検討すること。

【講座テーマ一覧】

①介護技術について
②仕事と介護の両立について
③介護者のメンタルヘルスについて
④体操やレクリエーション等、介護者のリラクゼーションについて
⑤その他、介護者の孤立防止や介護負担軽減に資するもの

(4) 参加者へのアンケート実施

5 実施回数、開催時期

1回あたり1.5時間以上、年4回以上開催すること。

※1回も開催できなかった場合、かかった経費については必要経費とならない。

6 実施場所

各エリア内の公共施設、介護サービス事業所等

より多くの市民が参加できるように、公共施設や地域のつどいの場等、事業所以外の場所にて1回以上開催すること。

## 7 委託期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで

## 8 広報

受託事業者で介護者に効果的に広報できる方法を検討する。また、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等を通じて、事業所所在地の圏域だけでなく広く周知する。

※市での広報・周知予定先

市政広報、市ホームページ、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等

## 9 書類の提出

(1) 事業計画書の提出（市政広報掲載のため実施3か月前までに要提出）

(2) つどい開催後、実施報告書及びアンケート結果を提出（実施後1か月以内）

(3) 年度末に収支決算報告書その他市長が求める書類を提出

## 10 留意事項

・担当者を1名以上配置（兼務可能）すること。

・開催当日には専門職（介護職、医療職、福祉職等）を1名以上配置すること。

・本業務を通じて取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。

・事業終了後に委託契約額を確定し、精算するものとするが、前金払により交付を受けた委託料に残額が生じたときは、その残額を返還しなければならない。

・契約書及びこの仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、市と協議して決定するものとする。